



2024年8月23日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 G l o b e e
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 幾 嶋 研 三 郎
(コード番号：5575 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 指 田 恭 平
TEL. 03-6230-9016

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年7月30日開催の取締役会において、8月29日開催予定の第10回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。同定時株主総会における承認を条件として、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的としております。

(2) 移行の時期

2024年8月29日開催予定の第10回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。また、法令等の見直しに伴い、条数の整備等の所要の変更を行っております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年8月29日（予定）
定款の効力発生日	2024年8月29日（予定）

以上

変更の内容は、次のとおりであります。
(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<新設>	<u>(機関)</u> 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、19,544,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、19,544,000株とする。
<u>(自己株式の取得)</u> 第6条 <u>当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	<削除>
第17条 <u>当社は取締役会を置き、取締役は3名以上とする。</u>	第17条 取締役(監査等委員である者を除く。)は3名以上6名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は3名以上とする。</u>
第18条 当社の取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。	第18条 当社の取締役の選任決議は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。</u>
第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第19条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第20条 取締役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。	第20条 取締役に対する報酬等は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u>

現行定款	変更案
<p>第 21 条</p> <p>取締役会の決議により、1 名以上の代表取締役を選定し、その代表取締役のうち 1 名を代表取締役社長と定める。</p>	<p>第 21 条</p> <p>取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である者を除く。）</u> 1 名以上の代表取締役を選定し、その代表取締役のうち 1 名を代表取締役社長と定める。</p>
<p>第 23 条</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第 23 条</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 25 条</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第 25 条</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p><新設></p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 28 条</p> <p><u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 <u>(監査役及び監査役会及び員数)</u></p> <p>第 28 条</p> <p>当社は、<u>監査役及び監査役会を置き、監査役は 3</u></p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>名以上とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 29 条</p> <p><u>当社の監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 30 条</p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第 31 条</p> <p><u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 29 条</p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 32 条</p> <p><u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 30 条</p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第 33 条</p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第 31 条</p> <p><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 34 条</p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 32 条</p> <p><u>監査等委員会は、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 35 条</p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 33 条</p> <p><u>監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めがあるときのほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第36条 監査役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(会計監査人の設置)</u> 第38条 当社は会計監査人を置く。</p>	<p><削除></p>
<p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p><新設></p>	<p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1当社は、第10回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2第10回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。</p>

(注) 上記のほか、条数の変更を行っております。